



地域安全ニュース

平成30年10月



住宅侵入窃盗にご注意!!

今年9月下旬以降、京都府内各所において、一戸建て住宅やアパート・マンションから、現金や宝飾品などの貴重品が盗まれる住宅侵入窃盗（空き巣・居空き・忍込み）被害が連続発生しています!!



侵入の手回

◆ 無締り（無締りの玄関や窓から侵入）

一戸建て2階ベランダの無締り窓からも侵入されています！



◆ ガラス破り（窓ガラスを工具などで破って侵入）

窓ガラスの施錠部分周辺が割られ、開錠されています！



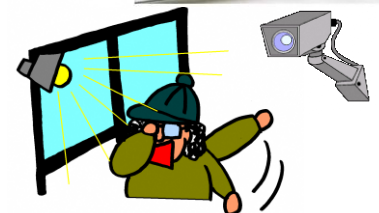
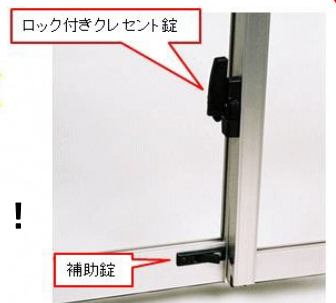
◆ 格子破り（窓の格子を壊して侵入）

浴室や台所の無締り窓の格子を切断などして侵入されています！

今後も、住宅侵入窃盗被害が発生するおそれがあるので、次のことに心掛け、被害に遭わないよう注意してください。

～被害に遭わないために～

- 玄関錠はツーロック！窓にも必ず鍵をかける！
- 置きカギ（郵便受けや植木の下などにカギを隠すこと）をしない！
- 窓ガラスに補助錠をつけたり、防犯フィルムを貼る！
- 防犯カメラやセンサーライトなどの防犯機器を設置する！
- 不審者（車）を見かければ、すぐに110番通報！



京都府警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室
075-451-9111（内線3415）

